2　傍聴を希望する者は、往復はがき（住所、氏名及び「米子瓦斯関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月二十二日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

米子瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

前橋市飯土井町426番地の２**群馬牛乳協業組合**の工場財団に、前橋市飯土井町426番地の２群馬牛乳協業組合工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 26 年１月 10 日　　前橋地方法務局

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 10 日

芝税務署長　東海　秀樹

届出した者　ティー・ベアー・ファンディング・リミテッド

事務所等の名称　ティー・ベアー・ファンディング・リミテッド

事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

責任者の氏名　長縄　順一

証明書の有効期限　平成29年６月11日

所得税法第 214 条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 10 日

熱田税務署長　池端　義明

届出した者　Mildred S. Yamaguchi

事務所等の名称　Mildred S. Yamaguchi

事務所等の所在地　名古屋市南区呼続１―1908

責任者の氏名　前田　憲孝

証明書の有効期限　平成30年５月28日

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 10 日

豊田税務署長　山田　鉱治

届出した者　梅村　和彦

事務所等の名称　梅村　和彦

事務所等の所在地　豊田市広久手町２丁目51番地２

責任者の氏名　梅村　和彦

証明書の有効期限　平成29年６月28日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年12月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社千代田　北野　紘一　神奈川県横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町２―155　国土交通大臣許可（般・特―23）第442号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ほ装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年10月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年12月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤田商事株式会社　井上　史明　東京都千代田区神田東松下町23―１　国土交通大臣許可（般・特―21）第3547号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年12月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　渡辺電機水道株式会社　渡辺　　勝　千葉県松戸市小根本53―４　国土交通大臣許可（特―22）第7850号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年12月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住金物産株式会社　宮坂　一郎　東京都港区赤坂８―５―27　国土交通大臣許可（般・特―21）第3479号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年10月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。